

健 発 1 0 1 5 第 4 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 1 0 月 1 6 日付け健医発第 1 3 7 1 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準、肺移植希望者（レシピエント）選択基準及び心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準に係る部分を改正することとしました。

本改正は、平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日から施行（ただし、心臓移植希望者（レシピエント）選択基準の 2.（3）年齢、（4）A B O 式血液型及び（5）待機期間（改正前の（4）を（5）とする番号改正に限る。）、並びに 3. 具体的選択方法に係る改正部分については平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日から施行）することとし、別添のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。